

平成30年度改善提言に関する特許審査の取組状況

平成30年度審査品質管理小委員会の改善提言に関し、特許庁が行った主要な特許審査の取組の計画と実績、それらの取組のねらいと結果は以下のとおりである。

評価項目①⑪	文書の作成状況、審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの
改善提言 1	第4次産業革命関連技術に関し、特許・実用新案審査基準の理解を深め、運用を明確化するために、事例の充実や周知を図ることを期待する。
ねらい	第4次産業革命関連技術に関し、特許・実用新案審査基準の理解を深め、運用を明確化する。
取組の計画	1. 2018年度に審査ハンドブックに追加されたAI関連発明に関する事例について、全審査官を対象とした説明会を開催する。 2. 2018年度に審査ハンドブックに追加されたAI関連発明に関する事例について、ユーザー及び海外特許庁への積極的発信を行う。
取組の実績	1. 各技術分野におけるAI関連発明の審査を適切に行えるように、全審査官を対象とした説明会を2月～4月に実施した。 2. AI関連発明に関する事例について、これまでのコンピュータソフトウェア関連発明の審査の運用と併せ、海外を含む企業コンタクト等で説明を行うとともに、各地で説明会・講演・シンポジウム等を実施した（日本知的財産協会、日本弁理士会、農研機構・農業情報研究センター、ソフトウェア情報センター、アメリカ知的財産法協会、インド工業連盟、CNIPAとの意見交換。JICA/WIPO知財研修生との意見交換。五庁長官・ユーザー会合、人工知能及び知的財産に関する国際会議、UNITTアニュアルカンファレンス、早稲田大学シンポジウム、East meets Westフォーラムでの講演、国際特許審査実務シンポジウム等）。
結果	取組1の実施により、特許・実用新案審査基準の理解を深め、庁内での運用を明確化することができた。また、取組2の実施により国内外で第4次産業革命関連技術に関する特許・実用新案審査基準の運用について説明し、質問等に答えることで、ユーザーや海外特許庁からみた審査基準の運用も明確化することができた。

評価項目④	審査実施体制に関するもの
改善提言 2	審査官数の確保と研修の整備を通じた審査官の育成の充実を期待する。
ねらい	審査官数を確保し、審査官の育成を充実させる。
取組の計画	1. 審査体制の整備・強化を図るべく、審査官の増員に努める。 2. AI・IoT技術のような先端技術に対応できる人材を継続的に育成できるよう、必要な知識習得の機会を継続して提供する。 3. オンライン教材やオンラインセミナーを活用し、審査官が専門知識を習得するための手段を拡充する。 4. 審査の品質管理の基本原則や、法令・審査基準、先行技術文献調査等の審査実務に必要な基礎知識の向上のため、全審査官を対象としたテスト「品質テスト」を継続して実施する。
取組の実績	1. 今年度37名の恒常審査官と98名の任期付審査官を確保し、前年度と同水準の審査体制を概ね維持した。 2. 昨年度に引き続き「AI・IoT講座」として分野横断的な先端技術に関する技術研修を4月～12月末までで4回実施し、延べ551名が受講した。 3. 「高分子学会Webinar」を通じたオンラインセミナーを4月～12月末までで7回試行し、延べ125名が受講した。 4. 全審査官を対象とした「品質テスト」を、最新の取組等を反映した設問を加えて引き続き実施し、審査の品質管理の基本原則や、法令・審査基準、先行技術文献調査等の審査実務に必要な基礎知識の向上に努めた。
結果	取組1の実施により前年度と同程度の審査官数を確保するとともに、取組2～4の実施により審査官の育成を充実させることができた。

平成30年度改善提言に関する特許審査の取組状況

評価項目⑥	品質向上のための取組に関するもの
改善提言 3	引き続き、内国特許文献の調査に加え、外国特許文献の調査・非特許文献の調査を強化することを期待する。
ねらい	内国特許文献の調査に加え、外国特許文献の調査・非特許文献の調査を強化する。
取組の計画	1. 外国特許文献調査のためのサーチ環境の充実に継続して取り組む。 2. サーチ関連ツールの活用方法等について整理された情報を適切に提供し、研修等を実施する。 3. 管理職が選定した技術分野における案件について特許査定をする場合には、審査過程において少なくとも一度は英語特許文献調査を行う取組を継続する。 4. 検索外注の計画件数約15.0万件のうち、約11.3万件について英語特許文献検索、約2.4万件について中韓特許文献検索、約3千件について独語特許文献検索を行うこととする。 5. 各技術分野の内国・外国特許文献、非特許文献の調査に必要な最低限の知識や考え方を共有するための「技術分野別サーチガイドライン」を引き続き活用する。
取組の実績	1. 審査官が利用する特実検索システムにおいて、米国、欧州及びWIPOの英語特許文献、中韓の特許文献について、日本語での検索及びスクリーニングのための全文日本語機械翻訳文を昨年度から継続して蓄積した。 2. 審査官がサーチ関連ツールの特徴を十分に理解した上で利用できるよう、検索システムの近年の改修をまとめた内容の研修を全審査官を対象に実施した。 3. 管理職が選定した技術分野における案件について特許査定をする場合には、審査過程において少なくとも一度は英語特許文献調査を行う取組を継続して実施した。 4. 2019年度上半期で検索外注の納品実績は、73,443件(計画件数は上半期72,898件)だった。その内、英語特許文献検索の納品実績は56,943件(計画件数は上半期56,005件)、中韓特許文献検索の納品実績は12,424件(計画件数は上半期11,738件)、独語特許文献検索の納品実績は1,522件(計画件数は上半期1,510件)だった。 5. 新規分野担当者の早期立ち上げ等に「技術分野別サーチガイドライン」を活用し、同じ技術分野を担当する審査官の間で当該技術分野のサーチに必要な最低限の知識や考え方を共有した。
結果	取組1～5の実施により、外国特許文献の調査・非特許文献の調査を強化することができた。

評価項目⑥	品質向上のための取組に関するもの
改善提言 4	電話・面接等におけるユーザーとのコミュニケーションの充実に係る取組の継続を期待する。
ねらい	電話・面接等におけるユーザーとのコミュニケーションを充実させる。
取組の計画	1. 面接や電話応対を積極的に実施する。また、地方の出願人に対する取組の一環として、審査の効率にも留意して、出張面接・テレビ面接を積極的に実施する取組を継続する。 2. 2018年度に運用を開始したベンチャー企業対応面接活用審査及びベンチャー企業対応スーパー早期審査の取組を継続するとともに、施策の普及に努める。
取組の実績	1. 巡回特許庁、各種セミナー、企業コンタクト、業界団体との意見交換等において、出張面接やテレビ面接の利用を促し、2019年4月～12月末までで2,866件の面接審査を実施した。そのうち出張面接審査及びテレビ面接審査は769件実施した。また電話応対を13,430件実施した。 2. 2019年4月～12月末まででベンチャー企業対応の面接活用早期審査を33件、スーパー早期審査を244件実施した（2018年7月～2019年3月はそれぞれ10件、113件）。
結果	取組1～2の実施により、電話・面接件数が増加し、ユーザーとのコミュニケーションを充実させることができた。

平成30年度改善提言に関する特許審査の取組状況

評価項目⑥	品質向上のための取組に関するもの
改善提言 5	審査の質の改善への取組において、審査官の積極的な参画による改善につながる工夫を加えることを期待する。
ねらい	審査官の積極的な参画による審査の質の改善を推進する。
取組の計画	1. 自主的な研修を企画実施するために審査官によって構成される各審査部の研修ワーキンググループにおいて、連携の強化を図るためにワーキンググループ間の定期的な連絡会を開催する。 2. 各審査部における審査の取組についてのレビューを実施し、各審査部における品質向上のための取組を庁内で共有する。 3. PCT出願を対象とする協議における対象出願の選定を、昨年度までのランダム抽出に代えて、協議の目的や協議で得たい知見を意識して各審査官が自身で選定することとして実施する。
取組の実績	1. 研修ワーキンググループ間の連絡会を実施した。 2. 各審査部における「最後の拒絶理由に関する研修」、「起案差戻し理由の室内周知」、案件に応じて協議対象とする請求項を限定する等の「協議の効率化」等の取組が審査の質向上に効果的であったとして、庁内で情報共有した。 3. 各審査官が自身で選定したPCT出願を対象とする協議が上半期で1,356件実施され、そのうち86%の案件で新たな知見・助言が得られた。
結果	取組1～2の実施により審査部間での品質向上のための取組を共有するとともに、取組3の実施により審査官が自身で目的意識をもって協議を行うこととし、審査官の積極的な参画による審査の質の改善を推進する取組を充実させることができた。

評価項目⑥	品質向上のための取組に関するもの
改善提言 6	目指したねらいの結果と計画した取組の実績との関係に基づき、品質向上の取組や品質管理体制についてのレビューを実施することを期待する。
ねらい	品質向上の取組や品質管理体制について、目指したねらいの結果と計画した取組の実績との関係に基づくレビューを実施し、課題を抽出する。
取組の計画	1. 品質向上の取組や品質管理体制についてのレビューにおいて、各取組のねらい、計画、実績、結果を明確化する見直しを行う。
取組の実績	1. 品質向上の取組や品質管理体制についてのレビューにおいて、特に今年度新たに実施した取組について、その計画と実績、ねらいと結果を明確化し、課題を抽出した。
結果	取組1の実施により品質向上の取組や品質管理体制について、目指したねらいの結果と計画した取組の実績との関係に基づくレビューを実施し、課題を抽出することができた。

平成30年度改善提言に関する特許審査の取組状況

評価項目⑥⑦	品質向上、品質検証のための取組に関するもの
改善提言 7	進歩性や記載要件における審査官間の判断の均質性に関する課題を継続的に分析しつつ、これに対する取組を実施することを期待する。
ねらい	進歩性や記載要件における審査官間の判断の均質性に関する課題を分析し、これに対する取組を実施する。
取組の計画	1. 進歩性や記載要件における審査官間の判断の均質性に関する課題を分析し、進歩性の判断等に関するユーザーの問題意識やニーズを把握するため、アンケート項目も含めて必要な見直しを行った上でユーザー評価調査を実施し、特許審査の質の維持・向上に効果的に活用する。 2. 協議をより効果的かつ効率的なものとするため、多様な協議の実施方法・実施形態を協議の手引で紹介する。 3. 一の出願について、前回の通知・処分（国際段階は除く）の担当官（先の担当官）とは異なる担当官が審査を行い、同一の請求項について、記載要件、新規性、進歩性等の判断が先の担当官とは異なる案件（補正により請求項の内容が変化した場合、新たな文献を引用した場合を除く）を必須協議とする。
取組の実績	1. 判断の均質性についての評価の詳細を調査するため、条文毎に判断の均質性の評価を尋ねる設問を追加してユーザー評価調査を実施し、判断の均質性の中では特に進歩性の判断の均質性が課題であるという分析結果が得られた。調査結果から、判断の均質性・進歩性の運用の改善を重点項目とし、全審査官に協議を活用するよう周知した。 2. 多様な協議の実施方法・実施形態を紹介する協議の手引きを作成し、全審査官に周知した。 3. 上記3の必須協議案件を417件（12月末時点）実施した。
結果	取組1～3の実施により、審査官間の判断の均質性に関する課題として、判断の均質性の中でも特に進歩性の判断の均質性が課題であると分析し、これに対する取組としての協議を充実させることができた。

平成30年度改善提言に関する特許審査の取組状況

評価項目⑧	審査の質の分析・課題抽出に関するもの
改善提言 8	ユーザーとの意見交換の充実、ユーザー評価調査の設問の精査などを通じ、進歩性の判断等に関するユーザーの問題意識やニーズを把握し、課題の抽出及び改善を促進することを期待する。
ねらい	進歩性の判断等に関するユーザーの問題意識やニーズを把握し、課題の抽出及び改善を促進する。
取組の計画	1. 進歩性や記載要件における審査官間の判断の均質性に関する課題を分析し、進歩性の判断等に関するユーザーの問題意識やニーズを把握するため、アンケート項目も含めて必要な見直しを行った上でユーザー評価調査を実施し、特許審査の質の維持・向上に効果的に活用する（再掲）。 2. ユーザーや業界団体との意見交換会を実施し、進歩性の判断等に関するユーザーの問題意識やニーズを聴取する。 3. 日米及び日欧間の進歩性等の判断のかい離事例に関する調査研究を実施する。 4. 進歩性の判断やその前提となる本願発明の認定などにおける特許審査の運用に課題が生じていないか点検するとともに、審査官が審査基準等に基づいて適切な審査を行うに資する審査基準関連情報を作成する。
取組の実績	1. については改善提言 8 に対する取組の実績 1 を参照。 2. 企業との意見交換を2019年4月～12月で217件実施した。日本弁理士会、日本知的財産協会との定期意見交換会も引き続き実施し、ユーザーの問題意識やニーズを聴取した。 3. 日本で認められた特許が他国で拒絶されるケース（判断のかい離事例）があるという指摘を受け、日米及び日欧間の審査結果かい離事例を調査してモデル事例を作成し、モデル事例に対して適切と考える審査を検討する調査研究を実施し、報告書を取りまとめた。 4. 審査基準の中の進歩性の審査の進め方を審査官が今一度確認することを目的として参考資料「進歩性の審査の進め方の要点と参考事例」を作成し、審査官に周知した。
結果	取組 1～3 の実施により、進歩性の判断等に関するユーザーの問題意識やニーズを把握するとともに、取組 4 の実施により、抽出した課題である判断の均質性・進歩性の運用の改善を促進することができた。

平成30年度改善提言に関する特許審査の取組状況

評価項目⑪	審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの
改善提言 9	第4次産業革命関連技術への対応や日米協働調査プログラムなどの新たな取組について、海外ユーザーを含めたユーザーへの情報発信を積極的に行い、かつ、外国特許庁の情報入手を積極的に行うことを期待する。
ねらい	第4次産業革命関連技術への対応や日米協働調査プログラムなどの新たな取組について、海外ユーザーを含めたユーザーへの情報発信と、外国特許庁からの情報入手を積極的に行う。
取組の計画	1. 2018年度に審査ハンドブックに追加されたAI関連発明に関する事例について、ユーザー及び海外特許庁への積極的発信を行う（再掲）。外国特許庁の情報入手も積極的に行う。 2. 日米協働調査、PCT協働調査試行プログラムについて周知する。
取組の実績	1. AI関連発明に関する事例やIoT特許分類の新設について、これまでのコンピュータソフトウェア関連発明の審査の運用と併せ、海外を含む企業コンタクト等で説明を行うとともに、各地で説明会・講演等を実施した（日本知的財産協会、日本弁理士会、農研機構・農業情報研究センター、ソフトウェア情報センター、アメリカ知的財産法協会、インド工業連盟、CNIPAとの意見交換。JICA/WIPO知財研修生との意見交換。五庁長官・ユーザー会合、人工知能及び知的財産に関する国際会議、UNITTアニュアルカンファレンス、早稲田大学シンポジウム、East meets Westフォーラムでの講演等）。USPTO、EPOとAI関連発明の事例研究開始で合意した。ASEAN各国でのAI関連発明の事例研究を開始した(ERIA委託研究)。日米欧中韓の特許庁の審査実務担当者を招き、AI関連発明の判断ポイントや権利を取得するための留意点について議論するAI関連発明に関する「国際特許審査実務シンポジウム」を開催した。 2. 日米協働調査、PCT協働調査の試行について、海外を含む企業コンタクト等で説明を行うとともに、日本知的財産協会、日本弁理士会、米国ユーザー（US Bar等）等との意見交換の場でユーザーの利用促進のため周知を図った。また、五庁会合の場において、日米協働調査に加え、他国の協働調査の実施状況について情報共有を行った。
結果	取組1～2の実施により、新たな取組について情報発信を行うとともに、意見交換や事例研究を通じて外国特許庁の情報を入手することができた。